

### 留萌川河川整備委員会の設置趣旨

平成9年の河川法改正により、河川管理者である国土交通大臣は、これまでの「工事実施基本計画」に代わり、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」(河川法第16条)と、当面の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」(河川法第16条の2)を策定することとなりました。

この法手続に則り、「留萌川水系河川整備基本方針」については、平成11年12月1日に河川審議会の答申を受け策定しており、「留萌川水系河川整備計画(直轄管理区間)」についても、学識経験を有する方々からなる「留萌川河川整備委員会」(河川法第16条の2第3項)における意見、および公聴会における公述意見のほか、留萌川水系河川整備計画(原案)に寄せられた多くの関係住民意見を反映し平成13年10月に策定しております。

今回、北海道開発局は、この留萌川水系河川整備計画を変更するに当たり、流域の社会情勢の変化や地域の意向等を適切に反映するため、留萌川水系河川整備計画〔部分改定〕(原案)について「留萌川河川整備委員会」からの意見をいただくこととしたものです。

北開局河第69号

留萌川河川整備委員会設置要領を次のように定める。

平成11年12月27日

北海道開発局長 熊谷 勝弘

留萌川河川整備委員会設置要領

(設置)

第1条 河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第3項の規定に基づき、留萌川に係る河川整備計画の案を作成するに当たり、学識経験を有する者の意見を求めるため、北海道開発局に、「留萌川河川整備委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、留萌川の整備の現状と将来像を考慮し、留萌川に係る河川整備計画の原案について北海道開発局長(以下「局長」という。)に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者等のうちから、局長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、委員間の互選により選出し、委員会を総括する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事等)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、原則として公開で行うものとし、公開の方法は、委員長が委員会に諮って定める。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、留萌開発建設部治水課に置く。

- 2 事務局は、委員会の運営に必要な事務を処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則[平成11年12月27日北開局河第69号]

(施行期日)

この要領は、平成11年12月27日から施行する。

附 則[平成17年11月14日北開局河計第73-1号]

(施行期日)

この要領は、平成17年11月14日から施行する。

## 留萌川河川整備委員会運営要領（案）

本運営要領は、留萌川河川整備委員会設置要領（平成11年12月27日付北開局河第69号、以下「設置要領」という。）に基づき、留萌川河川整備委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### 1 委員会の運営に関する事項

#### （1）会議の記録

事務局は、会議の議事内容について、その議事録を作成し、委員長及び出席した委員の確認を得なければならない。

#### （2）会議の公開

会議については、公開で審議する。なお、円滑な審議を行うため傍聴者は会議中に意見を述べることはできない。

#### （3）会議資料等の公開

会議資料は公開とし、事務局は閲覧が可能となるよう措置をとる。ただし、個人情報等公開することが適当でないと判断されたものについては、公開しないものとする。

### 2 運営要領の見直し

本運営要領は、必要に応じて随時見直すことができるものとする。

### 3 施行期日

本運営要領は、平成17年11月17日から施行する。